

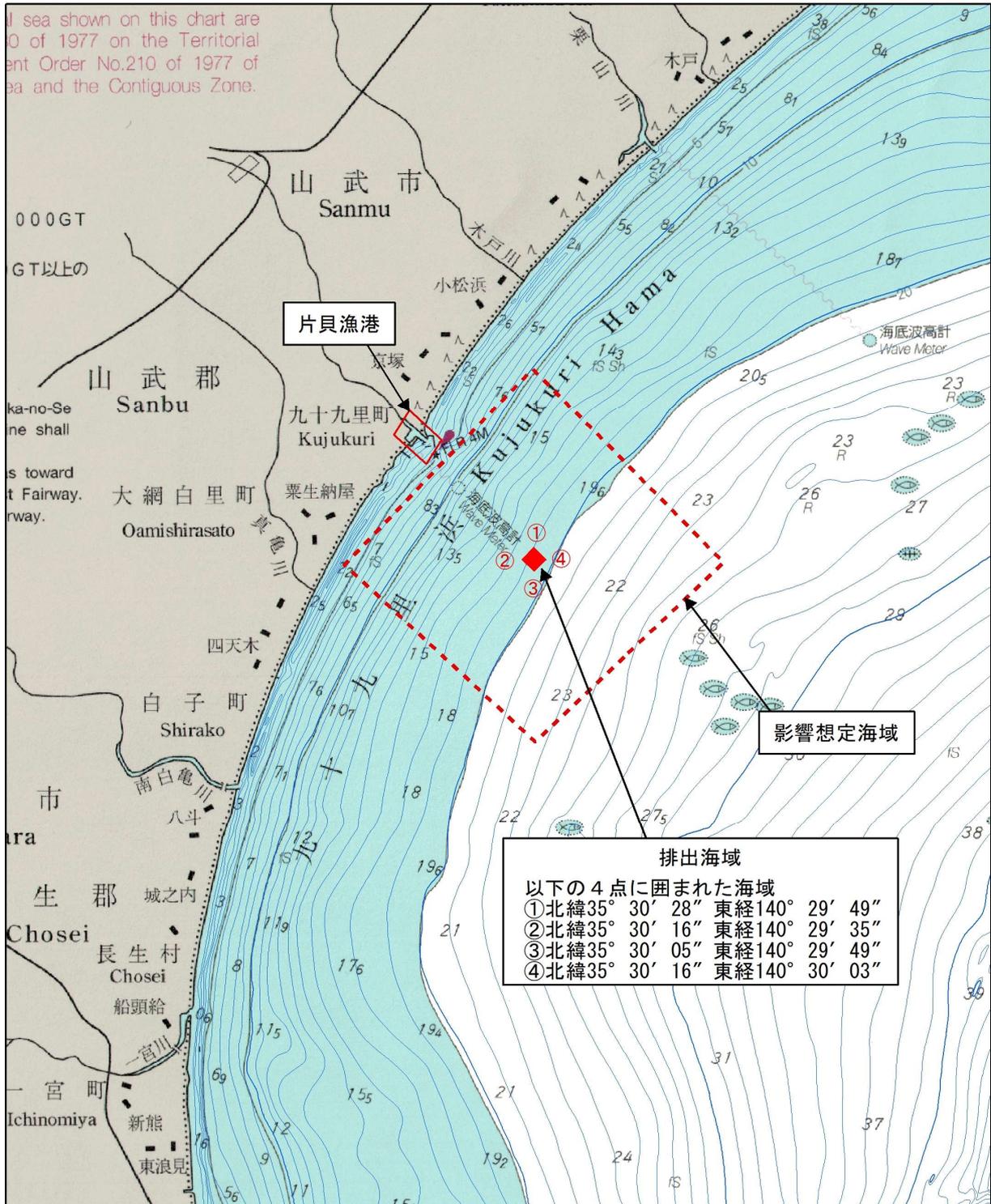
別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

水底土砂のしゅんせつ区域は、千葉県山武郡 九十九里町に存する片貝漁港（第4種漁港）の図1に示す範囲である。

しゅんせつする土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成17年政令第209号。以下「政令」という。）において規定する基準（以下「判定基準」という。）に適合しているかどうかを確認するための土砂試料採取位置は、図2に示すとおりである。

Sea shown on this chart are
 0 of 1977 on the Territorial
 ent Order No.210 of 1977 of
 ea and the Contiguous Zone.



排出海域
 以下の4点に囲まれた海域
 ①北緯35° 30' 28" 東経140° 29' 49"
 ②北緯35° 30' 16" 東経140° 29' 35"
 ③北緯35° 30' 05" 東経140° 29' 49"
 ④北緯35° 30' 16" 東経140° 30' 03"

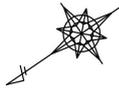
凡 例	
■	排出海域
 	影響想定海域
 	片貝漁港
—	等水深線

N

0 1 2 4 6 8 km

出典:海図 W87東京湾至大吠埼 (海上保安庁, 2008年8月)
 海底地形デジタルデータ M7000シリーズ M7001関東南部(日本水路協会)2015年3月

図1 廃棄物の排出海域



地点		試料採取厚 (m)
-4.5m航路	表層1	0.5
	表層2	0.5
	表層3	0.5
	表層4	0.5
	しゅんせつ計画海底面	0.5
-4.0m航路	表層	0.5
	しゅんせつ計画海底面	0.5
-2.0m航路	表層	0.5
	しゅんせつ計画海底面	0.5
-4.0m泊地	No.1	0.80
	No.2	0.87
	No.3	0.76
	No.4	0.73
	No.5	0.70
	No.6	0.55
	No.7	0.90
	No.8	0.73
	No.9	0.66
	No.10	0.83
	No.11	0.62
	No.12	0.72
	No.13	0.82
	No.14	0.83
	No.15	0.72
	No.16	0.73
	No.17	0.76
	No.18	0.54
	No.19	0.72
	No.20	0.68
	No.21	0.70
	No.22	0.93
	No.23	1.00
	No.24	1.04

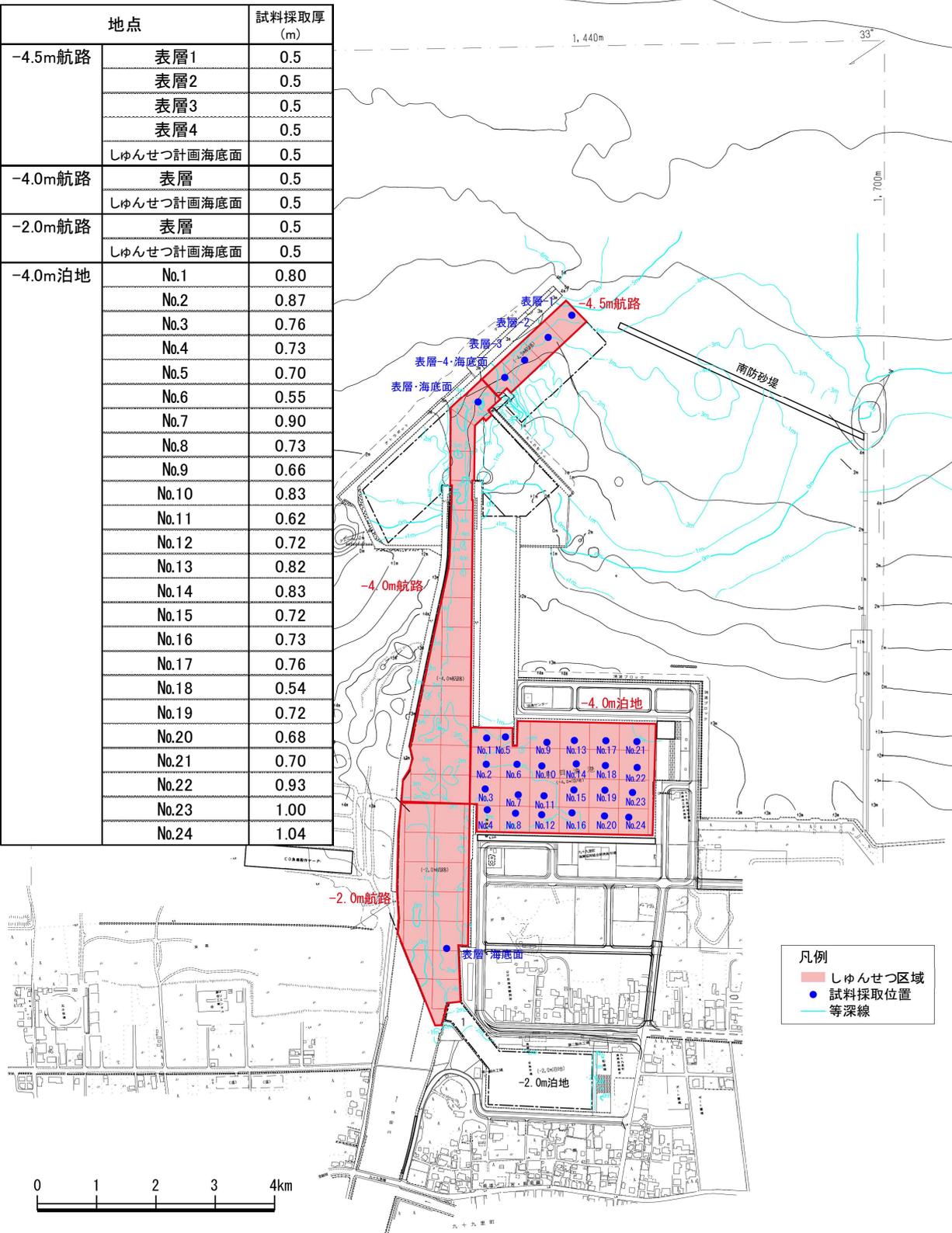


図2 海洋投入処分をしようとする水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、採取を行った地点を図2に、分析結果を表1に示す。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年 総理府令第6号）に定められている基準（以下「判定基準」という。）への適合状況を確認するにあたり、しゅんせつ区域の土砂の特性を代表する地点として、30地点（33検体）を選定した。

各しゅんせつ区域の性状の把握方法は、以下に示すとおりである。いずれも維持しゅんせつであり、過去にしゅんせつ深までの採泥、分析を行い、判定基準に適合しており、負荷源や地形等に变化がない。このため、直近の申請（許可番号：15-002）で性状把握を行った-4.0m航路及び-2.0m航路は「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」（平成29年8月（平成30年8月一部改訂）、環境省：以下「手引」という。）に従い、代表点の表層各1地点における採泥、分析及び補足調査による代替指標（COD）との比較により、水平方向及び鉛直方向の性状を把握した。一方、-4.5m航路及び-4.0m泊地については、過年度の申請（許可番号：7-037）で計画水深までの性状を把握し、判定基準に適合していることを確認したが、直近の申請では底質調査を行っておらず、過去のデータ数も少ないことから、50m毎に判定基準への適合状況を確認した。

【-4.5m航路】表層のみ：3地点（表層1～3）、表層+しゅんせつ計画底面（CDL -4.5m）：1地点

【-4.0m航路】表層+しゅんせつ計画底面（CDL -4.0m）：1地点

代表性：-4.0m航路の中でも、外洋からの砂が溜まりやすい感潮域であるため、外洋由来の汚染物質が溜まりやすい地点である。そのため、代表点が-4.0m航路の中でも最も外洋由来の汚染物質の影響を受ける地点と判断し、代表点で判定基準を満足していれば、河川との中間地点である-4.0m航路の他の地点も基準を満足するものと判断した。

【-2.0m航路】表層+しゅんせつ計画底面（CDL -2.0m）：1地点

代表性：-2.0m泊地に近く、また、-2.0m航路の中でも二級河川作田川からの河川水が流入し、土砂が溜まりやすい範囲の状況を反映した地点である。さらに、河川由来の汚染物質は上流側でより検出されやすいと考えられる。代表点は、上流の中でも、河川からの流路がある程度広がり、濁り成分が沈降し始める地点を選定している。以上より、代表点は、-2.0m航路の下流側の地点と比較しても河川由来の汚染物質が検出されやすいと考えられるため、代表点で判定基準を満足していれば、-2.0m航路の他の地点も基準を満足するものと判断した。

【-4.0m泊地】表層～しゅんせつ計画底面：50m毎に24地点で試料採取

-4.5m航路は外洋に近く攪乱を受けやすい地点であることから、-4.0m航路との境界にあたり土砂が溜まり汚染物質も滞留しやすい表層4を代表点として鉛直方向の性状把握を行い、表層1～3ではバケット式採泥器による表層採泥を行った。一方、-4.0m泊地は閉鎖性が強い範囲であることから、コア厚0.54～1.04mの範囲で試料を採取し、地点ごとに混合して分析した。採泥厚が50cmを超えることから、判定基準は手引に従い、コア厚と通常基準値から判定基準換算値を求め使用した。

表1(1)～(11)より、しゅんせつ計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」¹を全て満足している。またしゅんせつ場所は「指定水底土砂」²に該当しない。採取試料の判定基準への適合状況は、すべての項目が判定基準を満足するものであった。したがって、しゅんせつにより発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

¹ 「水底土砂に係る判定基準」：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）により定める水底土砂に係る判定基準及び、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令201号）により定める「特定水底土砂」の判定基準

² 「指定水底土砂」の判定基準：環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が20%以上であること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令209号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年環境庁告示第18号）関連

表 1(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.5m航路 表層 1	-4.5m航路 表層 2	-4.5m航路 表層 3	判定
		判定基準	試料採取日 2019年8月2日			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.007	0.006	0.005 未満	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	不検出	不検出	不検出	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	1 未満	1 未満	1 未満	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	0.02	0.01	0.01	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	0.02	0.02 未満	0.02 未満	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	17	20	30	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	4.0	3.6	2.5	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 1(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.5m航路 表層 4	-4.5m航路 しゅんせつ調査海域 表層	-4.0m航路 表層	判定
		判定基準	試料採取日 2019年8月2日、8日			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.005 未満	0.005	0.005	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	不検出	不検出	不検出	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	1 未満	1 未満	1 未満	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	0.01	0.01 未満	0.01	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	32	21	25	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	2.8	1.5	1.8	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 1(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m航路 しゅんせつ計画海底面	-2.0m航路 表 層	-2.0m航路 しゅんせつ計画海底面	判 定
		判定基準	試料採取日 2019年8月8日			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	不検出	不検出	不検出	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	1 未満	1 未満	1 未満	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	0.01	0.01 未満	0.01 未満	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	29	36	40	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	1.6	3.5	5.0	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 1(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 1		No. 2		No. 3		
		コア厚・換算値	0.80m	×0.63	0.87m	×0.57	0.76m	×0.66	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.00315	<0.0005	0.00285	<0.0005	0.0033	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.063	<0.003	0.057	<0.003	0.066	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.063	<0.01	0.057	<0.01	0.066	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.63	<0.1	0.57	<0.1	0.66	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.315	<0.05	0.285	<0.05	0.33	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.063	<0.01	0.057	<0.01	0.066	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.63	<0.1	0.57	<0.1	0.66	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00189	<0.0005	0.00171	<0.0005	0.00198	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	1.89	<0.3	1.71	<0.3	1.98	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.26	<0.5	1.14	<0.5	1.32	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	9.45	<0.8	8.55	<0.8	9.9	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.189	<0.01	0.171	<0.01	0.198	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.063	<0.01	0.057	<0.01	0.066	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.575	<0.2	1.425	<0.2	1.65	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.26	<0.2	1.14	<0.2	1.32	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.756	<0.1	0.684	<0.1	0.792	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	0.945	<0.1	0.855	<0.1	0.99	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	25.2	<4	22.8	<4	26.4	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.126	<0.02	0.114	<0.02	0.132	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0126	<0.002	0.0114	<0.002	0.0132	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0252	<0.004	0.0228	<0.004	0.0264	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.63	<0.02	0.57	<0.02	0.66	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.252	<0.04	0.228	<0.04	0.264	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	1.89	<0.3	1.71	<0.3	1.98	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0378	<0.006	0.0342	<0.006	0.0396	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0126	<0.002	0.0114	<0.002	0.0132	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0378	<0.006	0.0342	<0.006	0.0396	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0189	<0.003	0.0171	<0.003	0.0198	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.126	<0.02	0.114	<0.02	0.132	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.063	<0.01	0.057	<0.01	0.066	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.063	<0.01	0.057	<0.01	0.066	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.315	<0.05	0.285	<0.05	0.33	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.43	6.3	0.14	5.7	0.16	6.6	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 4		No. 5		No. 6		
		コア厚・換算値	0.73m	×0.68	0.70m	×0.71	0.55m	×0.91	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.0034	<0.0005	0.00355	<0.0005	0.00455	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.068	<0.003	0.071	<0.003	0.091	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.071	<0.01	0.091	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.68	<0.1	0.71	<0.1	0.91	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.34	<0.05	0.355	<0.05	0.455	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.071	<0.01	0.091	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.68	<0.1	0.71	<0.1	0.91	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00204	<0.0005	0.00213	<0.0005	0.00273	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	2.04	<0.3	2.13	<0.3	2.73	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.36	<0.5	1.42	<0.5	1.82	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	10.2	<0.8	10.65	<0.8	13.65	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.204	<0.01	0.213	<0.01	0.273	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.071	<0.01	0.091	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.7	<0.2	1.775	<0.2	2.275	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.36	<0.2	1.42	<0.2	1.82	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.816	<0.1	0.852	<0.1	1.092	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	1.02	<0.1	1.065	<0.1	1.365	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	27.2	<4	28.4	<4	36.4	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.136	<0.02	0.142	<0.02	0.182	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0136	<0.002	0.0142	<0.002	0.0182	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0272	<0.004	0.0284	<0.004	0.0364	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.68	<0.02	0.71	<0.02	0.91	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.272	<0.04	0.284	<0.04	0.364	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	2.04	<0.3	2.13	<0.3	2.73	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0408	<0.006	0.0426	<0.006	0.0546	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0136	<0.002	0.0142	<0.002	0.0182	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0408	<0.006	0.0426	<0.006	0.0546	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0204	<0.003	0.0213	<0.003	0.0273	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.136	<0.02	0.142	<0.02	0.182	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.071	<0.01	0.091	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.071	<0.01	0.091	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.34	<0.05	0.355	<0.05	0.455	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.13	6.8	0.35	7.1	0.38	9.1	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 7		No. 8		No. 9		
		コア厚・換算値	0.90m	×0.56	0.73m	×0.68	0.66m	×0.76	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
		試料採取日 2019年9月14日、15日、16日							
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.0028	<0.0005	0.0034	<0.0005	0.0038	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.056	<0.003	0.068	<0.003	0.076	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.056	<0.01	0.068	<0.01	0.076	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.56	<0.1	0.68	<0.1	0.76	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.28	<0.05	0.34	<0.05	0.38	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.056	<0.01	0.068	<0.01	0.076	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.56	<0.1	0.68	<0.1	0.76	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00168	<0.0005	0.00204	<0.0005	0.00228	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	1.68	<0.3	2.04	<0.3	2.28	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.12	<0.5	1.36	<0.5	1.52	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	8.4	<0.8	10.2	<0.8	11.4	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.168	<0.01	0.204	<0.01	0.228	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.056	<0.01	0.068	<0.01	0.076	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.4	<0.2	1.7	<0.2	1.9	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.12	<0.2	1.36	<0.2	1.52	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.672	<0.1	0.816	<0.1	0.912	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	0.84	<0.1	1.02	<0.1	1.14	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	22.4	<4	27.2	<4	30.4	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.112	<0.02	0.136	<0.02	0.152	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0112	<0.002	0.0136	<0.002	0.0152	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0224	<0.004	0.0272	<0.004	0.0304	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.56	<0.02	0.68	<0.02	0.76	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.224	<0.04	0.272	<0.04	0.304	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	1.68	<0.3	2.04	<0.3	2.28	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0336	<0.006	0.0408	<0.006	0.0456	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0112	<0.002	0.0136	<0.002	0.0152	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0336	<0.006	0.0408	<0.006	0.0456	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0168	<0.003	0.0204	<0.003	0.0228	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.112	<0.02	0.136	<0.02	0.152	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.056	<0.01	0.068	<0.01	0.076	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.056	<0.01	0.068	<0.01	0.076	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.28	<0.05	0.34	<0.05	0.38	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.31	5.6	0.22	6.8	0.14	7.6	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 10		No. 11		No. 12		
		コア厚・換算値	0.83m	×0.60	0.62m	×0.81	0.72m	×0.69	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.003	<0.0005	0.00405	<0.0005	0.00345	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.06	<0.003	0.081	<0.003	0.069	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.06	<0.01	0.081	<0.01	0.069	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.6	<0.1	0.81	<0.1	0.69	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.3	<0.05	0.405	<0.05	0.345	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.06	<0.01	0.081	<0.01	0.069	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.6	<0.1	0.81	<0.1	0.69	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.0018	<0.0005	0.00243	<0.0005	0.00207	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	1.8	<0.3	2.43	<0.3	2.07	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.2	<0.5	1.62	<0.5	1.38	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	9.0	<0.8	12.15	<0.8	10.35	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.18	<0.01	0.243	<0.01	0.207	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.06	<0.01	0.081	<0.01	0.069	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.5	<0.2	2.025	<0.2	1.725	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.2	<0.2	1.62	<0.2	1.38	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.72	<0.1	0.972	<0.1	0.828	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	0.9	<0.1	1.215	<0.1	1.035	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	24.0	<4	32.4	<4	27.6	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.12	<0.02	0.162	<0.02	0.138	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.012	<0.002	0.0162	<0.002	0.0138	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.024	<0.004	0.0324	<0.004	0.0276	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.6	<0.02	0.81	<0.02	0.69	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.24	<0.04	0.324	<0.04	0.276	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	1.8	<0.3	2.43	<0.3	2.07	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.036	<0.006	0.0486	<0.006	0.0414	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.012	<0.002	0.0162	<0.002	0.0138	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.036	<0.006	0.0486	<0.006	0.0414	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.018	<0.003	0.0243	<0.003	0.0207	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.12	<0.02	0.162	<0.02	0.138	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.06	<0.01	0.081	<0.01	0.069	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.06	<0.01	0.081	<0.01	0.069	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.3	<0.05	0.405	<0.05	0.345	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.15	6.0	0.30	8.1	0.41	6.9	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表1(8) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 13		No. 14		No. 15		
		コア厚・換算値	0.82m	×0.61	0.83m	×0.60	0.72m	×0.69	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.00305	<0.0005	0.003	<0.0005	0.00345	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.061	<0.003	0.06	<0.003	0.069	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.061	<0.01	0.06	<0.01	0.069	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.61	<0.1	0.6	<0.1	0.69	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.305	<0.05	0.3	<0.05	0.345	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.061	<0.01	0.06	<0.01	0.069	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.61	<0.1	0.6	<0.1	0.69	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00183	<0.0005	0.0018	<0.0005	0.00207	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	1.83	<0.3	1.8	<0.3	2.07	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.22	<0.5	1.2	<0.5	1.38	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	9.15	<0.8	9.0	<0.8	10.35	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.183	<0.01	0.18	<0.01	0.207	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.061	<0.01	0.06	<0.01	0.069	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.525	<0.2	1.5	<0.2	1.725	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.22	<0.2	1.2	<0.2	1.38	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.732	<0.1	0.72	<0.1	0.828	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	0.915	<0.1	0.9	<0.1	1.035	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	24.4	<4	24.0	<4	27.6	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.122	<0.02	0.12	<0.02	0.138	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0122	<0.002	0.012	<0.002	0.0138	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0244	<0.004	0.024	<0.004	0.0276	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.61	<0.02	0.6	<0.02	0.69	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.244	<0.04	0.24	<0.04	0.276	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	1.83	<0.3	1.8	<0.3	2.07	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0366	<0.006	0.036	<0.006	0.0414	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0122	<0.002	0.012	<0.002	0.0138	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0366	<0.006	0.036	<0.006	0.0414	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0183	<0.003	0.018	<0.003	0.0207	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.122	<0.02	0.12	<0.02	0.138	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.061	<0.01	0.06	<0.01	0.069	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.061	<0.01	0.06	<0.01	0.069	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.305	<0.05	0.3	<0.05	0.345	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.13	6.1	0.16	6.0	0.13	6.9	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(9) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 16		No. 17		No. 18		
		コア厚・換算値	0.73m	×0.68	0.76m	×0.66	0.54m	×0.93	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.0034	<0.0005	0.0033	<0.0005	0.00465	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.068	<0.003	0.066	<0.003	0.093	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.066	<0.01	0.093	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.68	<0.1	0.66	<0.1	0.93	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.34	<0.05	0.33	<0.05	0.465	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.066	<0.01	0.093	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.68	<0.1	0.66	<0.1	0.93	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00204	<0.0005	0.00198	<0.0005	0.00279	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	2.04	<0.3	1.98	<0.3	2.79	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.36	<0.5	1.32	<0.5	1.86	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	10.2	<0.8	9.9	<0.8	13.95	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.204	<0.01	0.198	<0.01	0.279	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.066	<0.01	0.093	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.7	<0.2	1.65	<0.2	2.325	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.36	<0.2	1.32	<0.2	1.86	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.816	<0.1	0.792	<0.1	1.116	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	1.02	<0.1	0.99	<0.1	1.395	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	27.2	<4	26.4	<4	37.2	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.136	<0.02	0.132	<0.02	0.186	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0136	<0.002	0.0132	<0.002	0.0186	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0272	<0.004	0.0264	<0.004	0.0372	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.68	<0.02	0.66	<0.02	0.93	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.272	<0.04	0.264	<0.04	0.372	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	2.04	<0.3	1.98	<0.3	2.79	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0408	<0.006	0.0396	<0.006	0.0558	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0136	<0.002	0.0132	<0.002	0.0186	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0408	<0.006	0.0396	<0.006	0.0558	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0204	<0.003	0.0198	<0.003	0.0279	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.136	<0.02	0.132	<0.02	0.186	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.066	<0.01	0.093	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.068	<0.01	0.066	<0.01	0.093	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.34	<0.05	0.33	<0.05	0.465	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.18	6.8	0.13	6.6	0.13	9.3	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(10) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 19		No. 20		No. 21		
		コア厚・換算値	0.72m	×0.69	0.68m	×0.74	0.70m	×0.71	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
			試料採取日 2019年9月14日、15日、16日						
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.00345	<0.0005	0.0037	<0.0005	0.00355	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.069	<0.003	0.074	<0.003	0.071	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.069	<0.01	0.074	<0.01	0.071	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.69	<0.1	0.74	<0.1	0.71	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.345	<0.05	0.37	<0.05	0.355	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.069	<0.01	0.074	<0.01	0.071	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.69	<0.1	0.74	<0.1	0.71	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00207	<0.0005	0.00222	<0.0005	0.00213	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	2.07	<0.3	2.22	<0.3	2.13	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.38	<0.5	1.48	<0.5	1.42	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	10.35	<0.8	11.1	<0.8	10.65	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.207	<0.01	0.222	<0.01	0.213	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.069	<0.01	0.074	<0.01	0.071	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.725	<0.2	1.85	<0.2	1.775	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.38	<0.2	1.48	<0.2	1.42	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.828	<0.1	0.888	<0.1	0.852	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	1.035	<0.1	1.11	<0.1	1.065	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	27.6	<4	29.6	<4	28.4	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.138	<0.02	0.148	<0.02	0.142	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0138	<0.002	0.0148	<0.002	0.0142	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0276	<0.004	0.0296	<0.004	0.0284	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.69	<0.02	0.74	<0.02	0.71	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.276	<0.04	0.296	<0.04	0.284	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	2.07	<0.3	2.22	<0.3	2.13	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0414	<0.006	0.0444	<0.006	0.0426	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0138	<0.002	0.0148	<0.002	0.0142	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0414	<0.006	0.0444	<0.006	0.0426	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0207	<0.003	0.0222	<0.003	0.0213	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.138	<0.02	0.148	<0.02	0.142	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.069	<0.01	0.074	<0.01	0.071	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.069	<0.01	0.074	<0.01	0.071	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.345	<0.05	0.37	<0.05	0.355	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.16	6.9	0.24	7.4	0.024	7.1	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。

表 1(11) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	地点	-4.0m泊地						判定
			No. 22		No. 23		No. 24		
		コア厚・換算値	0.93m	×0.54	1.00m	×0.50	1.04m	×0.48	
		判定基準	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	混合試料 分析結果	判定基準 換算値	
試料採取日 2019年9月14日、15日、16日									
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.005 以下	<0.0005	0.0027	<0.0005	0.0025	<0.0005	0.0024	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.003	0.054	<0.003	0.05	<0.003	0.048	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.054	<0.01	0.05	<0.01	0.048	○
有機りん化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.54	<0.1	0.5	<0.1	0.48	○
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.27	<0.05	0.25	<0.05	0.24	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.054	<0.01	0.05	<0.01	0.048	○
シアン化合物	mg/L	1 以下	<0.1	0.54	<0.1	0.5	<0.1	0.48	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	<0.0005	0.00162	<0.0005	0.0015	<0.0005	0.00144	○
銅又はその化合物	mg/L	3 以下	<0.3	1.62	<0.3	1.5	<0.3	1.44	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.5	1.08	<0.5	1.0	<0.5	0.96	○
ふつ化物	mg/L	15 以下	<0.8	8.1	<0.8	7.5	<0.8	7.2	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	<0.01	0.162	<0.01	0.15	<0.01	0.144	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.054	<0.01	0.05	<0.01	0.048	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5 以下	<0.2	1.35	<0.2	1.25	<0.2	1.2	○
クロム又はその化合物	mg/L	2 以下	<0.2	1.08	<0.2	1.0	<0.2	0.96	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2 以下	<0.1	0.648	<0.1	0.6	<0.1	0.576	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5 以下	<0.1	0.81	<0.1	0.75	<0.1	0.72	○
有機塩素化合物 ^{注1}	mg/kg	40 以下	<4	21.6	<4	20	<4	19.2	○
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.108	<0.02	0.1	<0.02	0.096	○
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0108	<0.002	0.01	<0.002	0.0096	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	<0.004	0.0216	<0.004	0.02	<0.004	0.0192	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	<0.02	0.54	<0.02	0.5	<0.02	0.48	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	<0.04	0.216	<0.04	0.2	<0.04	0.192	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	<0.3	1.62	<0.3	1.5	<0.3	1.44	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0324	<0.006	0.03	<0.006	0.0288	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	<0.002	0.0108	<0.002	0.01	<0.002	0.0096	○
チウラム	mg/L	0.06 以下	<0.006	0.0324	<0.006	0.03	<0.006	0.0288	○
シマジン	mg/L	0.03 以下	<0.003	0.0162	<0.003	0.015	<0.003	0.0144	○
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	<0.02	0.108	<0.02	0.1	<0.02	0.096	○
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.054	<0.01	0.05	<0.01	0.048	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.1 以下	<0.01	0.054	<0.01	0.05	<0.01	0.048	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	<0.05	0.27	<0.05	0.25	<0.05	0.24	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.089	5.4	0.066	5.0	0.044	4.8	○

注:1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料は採泥厚が50cmを超えるため、判定基準は手引に従い、0.5m/コア厚(m)×通常基準値とした。